

# 広報 くろたき

## 村長挨拶 … 2

- 議会だより … 3
- こもればホール・やまなみステージ  
使用申込み窓口の変更について … 3
- 医療制度のお知らせ … 4
- 差別をなくす運動  
社会を明るくする運動強調月間 … 5
- 電話予約で時間外に証明書が  
受け取れます … 5
- 健康づくり情報 … 9



# 動かそうよ、黒滝。



## 村長就任のご挨拶

えて参りました。この選挙を通じて村民の皆様から様々なご意見やご提言をいただきましたことで、皆様の黒滝村に寄せる思いや願いを聞かせいただくことができ、なご一層やる気を奮い立たせました。

ご存知のように大変厳しい選挙戦ではありましたが、五月二十二日に就任の日を迎えることができました。今後の村づくりにおきましては十二年度の村議会議員の経験や七年間の区長としての経験を生かし、村民の目線に沿った村政運営に心がけ全力で取り組んで参ります。村の舵取りという重責を預かることに身の引き締まる思いがいたしますが、確実な一歩ずつの歩みを進めて参ります。現在、黒滝村において何が

大切で何が必要なのかを考えてみますと、今こそ村民主導の村政であると考えます。村民の皆様への知恵と汗を結集し、私の政治信条であります「動かそうよ黒滝。村民が動けば村が動く、村民主導の村づくり」を進めて参りたいと考えています。

そこで、今後の村の活性化の重点政策としましては、教育環境の整備でございます。子どもたちの人数が減少している中、親と子ども目線で教育環境を整え村の将来の人材を育成しなければならぬと考え、こども園と学童保育に取り組んで参ります。次に、福祉施設の充実であります。年老いても黒滝村で過ごしたいという、そんな思いを実現させていくために、ショートステイの充実やグループホー

ムの創設などを検討しております。また、村の基幹産業であります林業につきましても、間伐材の有効活用が最も重要であります。民有林が放置されている現状を打破していくために森林組合と一層の連携を図る必要があることから、早期に林業課を設置し戦略的機能の充実を図って参ります。一方では、村の財政を取り巻く状況は厳しいと感じておりますが、先ほど申し上げました具体的な政策の取り組みは、議員の皆様と協議しながら取り組んで参りたいと考えています。

最後になりますが、私は職員と一緒に知恵を出し合い、行政課題のひとつひとつに真正面から取り組み、職員一同明るく元気な声で、を合言葉に村民の方々に対応して参ります。黒滝村の発展のため、村民皆様のなご一層のご理解とご協力をお願いし就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

# 議会

## 第2回議会定例会

6月11日から19日まで、第2回議会定例会が開催されました。14の議案等が審議されました。審議された内容は次のとおりです。

- **専決処分の承認**  
黒滝村税条例の一部を改正する条例について (原案承認)
- 黒滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (原案承認)
- 平成24年度黒滝村一般会計補正予算(第8号) (原案承認)
- 平成25年度黒滝村一般会計補正予算(第1号) (原案承認)
- **条例**  
黒滝村の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条

- 例の一部を改正する条例について (修正可決)  
黒滝・文化とスポーツの森条例の一部を改正する条例について (原案可決)
- 黒滝村課設置条例の一部を改正する条例について (原案可決)
- **補正予算**  
平成25年度黒滝村一般会計補正予算(第2号) (原案可決)
- **その他**  
奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて (原案可決)  
奈良県広域消防組合設立に伴う中吉野広域消防組合の解散に関する協議に関し議決を求めることについて (原案可決)  
中吉野広域消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議に関し議決を求めることについて (原案可決)
- 黒滝村辺地総合整備計画の変更 (原案可決)
- 黒滝村辺地総合整備計画の変更 (原案可決)
- 繰越明許費繰越計算書報告 (平成24年度黒滝村一般会計予算) (報告承認)

## 黒滝村監査委員の選任意意

西浦善明 氏(御吉野) (原案同意)

## 議会活動状況

6月

- 3日 ● 総務厚生常任委員会
- 4日 ● 森林組合総会
- 5日 ● 正副議長打合せ
- 6日 ● 奈良県・市町村長サミット
- 11日 ● 第2回議会定例会(開会)
- 総務厚生常任委員会
- 経済建設常任委員会
- 19日 ● 第2回議会定例会(再開)
- 20日 ● 区長会
- 郡町村議会議長会役員会
- 21日 ● 郡人権教育推進協議会総会
- 24日 ● 村人権教育推進協議会総会
- 例月出納監査
- 26日 ● 郡人権・同和問題啓発活動 推進本部連絡協議会総会
- 28日 ● 県町村議会議長会退任役員 送別会

## 人事異動

7月1日付で、村職員の人事異動を行いました。

### 【林業課】(新設)

- 課長 大谷 宗弘 (前議会事務局)
- 係長 島山 和宏 (前教育委員会)

### 【総務課】

- 課長補佐 植村 延和 (前住民課)
- 係長 阪口 稔一 (前保健福祉課)

### 【住民課】

- 課長補佐 前田 博 (前建設課)

### 【保健福祉課】

- 係長 中東 淳 (前建設課)
- 係長 島中 豊治 (前総務課)

### 【診療所】

- 事務局長 北村 眞理 (前事務局長補佐)

### 【議会事務局】

- 事務局長 中辻 善博
- ※総務課付課長補佐

# みんなでエクササイズ

## トランポ・ロビックス教室

6月16日(日)農林トレーニンングセンターで、スポーツ推進委員会によるトランポ・ロビックス教室が行われ、児童から大人まで12名が参加しました。床の上でエクササイズを行うより、ひざなどへの負担が少なく、短い時間で汗がふきこぼれ、効果的にカロリー消費がされます。体調などに合わせて無理のない範囲で、リズムカルな音楽に合わせて体を動かすので、参加者からは自然と笑みがこぼれていました。



トランポリン上での運動

# 医療制度のお知らせ

## 後期高齢者医療制度

保険証を年度更新します  
8月1日からご使用いただく新しい「保険証」を、7月中旬から「簡易書留」にて発送します。新しい「保険証」は、右上の有効期限が「平成26年7月31日」となっています。8月1日以降、医療機関にかかるときは、新しい「保険証」をご提示ください。なお、臓器提供の意思表示をされる方につきましては、「保険証」の裏面にございます意思表示欄にご記入いただき、その上から保護シールをお貼りください。

## 乳幼児 心身障害者 医療費助成制度 ひとり親家庭

受給資格証の更新のお知らせ  
8月1日以降継続して受給できる方には、新しい「受給資格証」を7月下旬に「簡易書留」にて発送します。

す。8月1日以降、医療機関にかかるときは、新しい「受給資格証」をご提示ください。  
なお、所得未申告の方や転入された方で扶養義務者の所得が把握できない方については、手続きが必要となりますので、事前に案内を送付します。

## 国民健康保険制度

高齢受給者証の更新のお知らせ  
70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。8月から使用できる国民健康保険高齢受給者証は、7月中旬に郵送します。

※保険証や受給資格証、高齢受給者証等に氏名、住所の変更があったときは、事前に変更届出をしてください。また、有効期限の切れたものは、役場へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分していただいで結構です。

## 問合せ 保健福祉課

◆問合せ 保健福祉課  
※予約できる方  
本人または、同一世帯の親族  
【予約受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時までです。】

◆受取人  
本人または、同一世帯の親族  
◆受取の方法  
①予約された受取日に役場へお越しください。  
交付時間  
平日…午後5時15分～7時  
休日…午前8時30分～午後7時  
(12月29日～1月3日は除きます。)

交付場所 役場1階 住民ホール入口は、正面玄関右の自動ドアです。  
○必要なもの  
1. 受取人が確認できるもの  
(運転免許証・パスポート・)  
2. 印鑑  
※電話予約時の受取人と違う方が受け取りに来られた場合は、交付できないことがありますのでご注意ください。  
②申請書に記入の上、本人確認させていただいた後、手数料と引き換えに交付します。  
※つり銭のないように小銭をご用意ください。

◆問合せ 住民課  
No. 373

# 電話予約で時間外に 証明書が受け取れます

お仕事都合などで、役場執務時間内に来れない方に、住民票の写し・税の証明書等を電話予約することにより、時間外でも交付します。

## ◆電話予約できる証明書

- ①住民票の写し ②住民票記載事項証明書(役場指定様式) ③所得証明書 ④納税証明書 ⑤課税証明書 ⑥非課税証明書 ⑦軽自動車税納税証明書 ⑧土地・家屋評価証明書
- ※個人情報及び財産をお守りするため、法により次の証明書については、電話予約による時間外での交付はできませんので、ご理解ご了承をお願いします。

## ○電話予約できない証明書

- ①印鑑証明書 ②戸籍の写し ③戸籍の附票の写し ④身分証明書など

## ◆電話予約の方法

- ①役場の担当窓口(住民課)に電話をします。
- ②担当者が申請書や必要な書類の確認を行います。
- ③受取日時・受取人を指定してく

# 村の話

## 7月は 差別をなくす運動 社会を明るくする運動

の強調月間です

差別をなくす運動強調月間中の行事として、差別をなくす村民集会を次の日程で行いますので、多数のご参加をお待ちしています。また、当日人権・行政についての相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

### 差別をなくす村民集会

- ◆日時 7月26日(金) 午後1時30分～
- ◆場所 こもれびホール
- ◆人権啓発講座  
○講師 落語家 露の団六さん  
○演題 「噺家が考える人権」  
「ダウン症のアニキをもって」

### 人権・行政相談

- ◆日時 7月26日(金) 午前9時～正午
- ◆場所 中央公民館 2階児童室

## ◆相談員

- 人権擁護 森本重朝 氏(鳥住) 委員 中井順子 氏(赤滝)
- 行政相談員 徳田 初 氏(鳥住)

## 社会を明るくする運動とは、

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今日、急速な少子・高齢化と核家族化が進む中で、家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化等が指摘されていますが、地域住民の連帯を強め地域の犯罪や非行を抑止する力を増進するため犯罪予防運動を展開しています。

## 【行動目標】

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

## 【重点事項】

- 「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」
- 「立ち直りを支える取組」
- 「ついでにの協力の拡大」

いかのおすし一人前  
メロディパトロール

奈良県警察では、「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」に向けて、警察官が身近でパトロールしていることを広く住民の皆様にお知らせするため、幼児、児童等の被害防止のための指導キーワードとして活用している「いかのおすし一人前」をオルゴール風にアレンジしたメロディとともに、防犯意識を高めるための啓発標語等をパトカーや白バイから流すことにより、県民の安全・安心感を高める「メロディパトロール」活動を積極的に推進しているところとす。

今後とも、県民の皆様へ安全と安心をお届けするため、積極的かつ効果的なメロディパトロールを実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※「いかのおすし一人前」メロディは、奈良県警察ホームページから聞くことができます。

○奈良県警察HP  
<http://www.police.pref.nara.jp/>

お知らせ

消費者生活相談  
窓口開設

◆日時 毎週火曜日  
(祝日は除く)  
午後1時～4時

◆場所 吉野町役場  
1階相談コーナー  
(7月～9月)

☎0746-32-3081

◆相談料 無料

◆主催 吉野郡消費者生活  
実践連絡協議会

◆問合せ 住民課

吉野川マナーアップ  
キャンペーン

吉野川の清流を守るため、7月21日(日)から8月31日(土)の

すくすく相談

◆対象 乳幼児とその保護者

◆日時 7月9日(火)  
午後1時10分～30分

◆場所 診療所

◆内容 身体測定、育児相談

◆持ち物 母子健康手帳

◆問合せ 保健福祉課

一緒に遊ぼう  
ひなっこきつず

◆対象 乳幼児とその保護者

○7月8日(月)  
午前10時～11時30分

◆場所 黒滝幼稚園

◆内容 ふれあい遊び

○8月5日(月)  
午前10時～11時30分

◆場所 中央公民館

◆内容 メロディ・アリサ  
音楽を通じて体を動かします。  
どなたでも参加していただけます。

◆主催・問合せ  
社会福祉協議会  
☎62-2850

親子ヨガ教室

◆対象 乳幼児とその保護者

◆日時 7月24日(水)  
午後2時～3時

◆場所 黒滝村中央公民館  
1階大集会室

◆問合せ 保健福祉課

▼教室の様子



個別がん検診のお知らせ

下記がん検診を希望される方は、役場で受診票の発行を事前に受けてから指定の医療機関で受診することができます。

今年度、集団検診を受診された方は個別検診はご利用いただけません。無料クーポン券対象者の方で、集団検診を受診されていない方には個別通知します。

◆問合せ 保健福祉課

○実施期間：7月1日(月)～12月末日

	種類	対象者	無料クーポン券 対象者以外	無料クーポン券 対象者	内容
子宮がん検診	子宮頸部	村内在住の 20歳以上の女性	2,000円	無料	・問診 ・頸部細胞診
	子宮頸・体部		2,900円	900円	・問診 ・頸・体部細胞診
乳がん検診	40～49歳 2方向	村内在住の 40歳以上の女性	2,000円	無料	・問診 ・視触診 ・マンモグラフィ検査
	50歳以上 1方向		1,500円	無料	

※対象者の年齢はすべて平成26年4月1日時点の年齢です。

税等の納期  
7月31日(水)

固定資産税 第2期  
国民健康保険税 第1期  
介護保険料 第1期  
後期高齢者医療 第1期

忘れずに納付しましょう!

間、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。  
生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。この清流を守り、美しい吉野の自然を守るのは、一人ひとりの心がけと行動です。

空缶、ビニール袋、バーベキューの残りくずなど、ゴミで川が汚れています。キャンプ、釣り、ハイキング・・・。楽しい思い出とともにゴミは必ず持ち帰りましょう。

こもれびホール・  
やまなみステージ  
使用申込み窓口の  
変更について

7月1日(月)より、こもれびホール・やまなみステージの使用申込み窓口が、役場総務課から教育委員会へ変更になりますので、お知らせします。

◆問合せ 教育委員会



こころの相談会

あなたやあなたの身近な方は、最近こんな様子ではないですか。

- 眠れない日が続いている。
●やる気がでない。
●家に引きこもっている。
●などの様子でお困りの方、気軽に相談してみませんか。

- ◆対象 村内在住者
◆日時 7月23日(火) 午後1時10分～40分
◆場所 中央公民館 2階児童室
◆内容 臨床心理士による相談
◆申込締切 7月10日(水)
◆申込・問合せ 保健福祉課



平成25年度 検診(健診)結果説明会

保健師と栄養士が各大字の集会所等を巡回します。検診(健診)結果を見ながら、生活習慣について一緒に振り返りましょう。

◆問合せ 保健福祉課

○検診(健診)結果説明会巡回日程表

Table with 5 columns: 日程, 大字(小字), 実施場所(午前開催時間), 大字(小字), 実施場所(午後開催時間). Rows include dates from 7/10 to 7/18 and locations like 笠木, 長瀬, 寺戸, etc.

※やむを得ない事情により、日程が変更になる場合があります。

台風に対する備えは出来ていますか？

毎年8月、9月の台風シーズンには各地で被害が発生しています。一昨年の台風12号では黒滝村でも大きな被害が発生しました。

被害を軽減するには、事前の準備がとても重要です。非常時の避難場所や危険場所の確認を行い、台風接近時には気象情報に耳を傾け、避難指示があった場合は速やかに避難できるように準備しておきましょう。



◆問合せ

- 中吉野広域消防組合消防本部 52-1199
○下市消防署黒滝出張所 62-2299

図書室だより

中央公民館図書コーナーには約5,300冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

- 貸し出し日 月～金曜日(祝日は休み)
■貸し出し期間 2週間
※ただし、それ以上になる場合は教育委員会へ、連絡してください。

■今月のおすすめ

- (小説)泣かせる侍/胡桃沢耕史
(小説)寂寥郊野/吉目木晴彦
(社会科学)日本文化のふるさと東南アジアの民族を訪ねて/岩田慶治
(児童書)新版かんざつシリーズ ホタルの一生/文 佐々木崑 写真 勝野重美



てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発推進本部

毎月11日は【人権を確かめあう日】です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

## 村の施設の電話番号 市外局番 (0747)

役場	62-2031
IP電話【050-5000-6200 ～6203】	
教育委員会	62-2314
IP電話【050-5004-6128】	
診療所	62-2747
IP電話【050-5000-6129】	
歯科診療所	62-2621
デイサービスセンター (社会福祉協議会)	62-2850
IP電話【050-5000-6127】	
こもればホール	62-2280
黒滝駐在所	62-2034
観光施設に関することは、 観光施設指定管理者 (株)黒滝森物語村	62-2770
IP電話【050-5005-1865】	

## 人口・世帯数 (6月1日現在)

男	398人	(±0)
女	453人	(-1)
計	851人	(-1)
世帯	394世帯	(+1)



る福祉の村をつくりましょう。

支え、健康で生きがいのもて

・長寿のよろこびをみんなで

をつくりましょう。

・勤労を尊び、産業の振興に

努め、未来を拓く活力ある村

をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、

若い力をはぐくみ、生涯学習

のふくらむ村をつくりましょ

う。

・互いの人権を尊重しあい、

やさしさとあたたかさのみち

た村をつくりましょう。

・豊かな自然をまもり、より

住み良い生活環境づくりに努

めうるおいとやすらぎのある

村をつくりましょう。

・めざしてこの憲章を制定し

ます。

・よさを活かし、先人の努力に

学び、知恵と心を結集し、明

るく豊かで活力ある村づくり

をめざしてこの憲章を制定し

ます。

## 黒滝村村民憲章

## 食中毒予防3原則について

夏場は食中毒の発生しやすい季節です。食中毒3原則を心がけ、健康で清潔な生活をしましょう。

### 1. 食中毒菌をつけない

○食品の購入時は表示(消費期限・賞味期限)をしっかりと確認しましょう。

○温度管理が必要な食品は、購入後、まっすぐ帰り冷蔵(冷凍)保存しましょう。

○手洗いは食品衛生の基本です。調理前や食肉、魚、卵を取り扱った後はもちろん、調理途中でトイレに行った後も手洗いしましょう。

### 2. 増やさない

○温度管理が必要な食品は、こまめに冷蔵庫(冷蔵:10℃以下、冷凍:-15℃以下)で保管し、細菌の増殖を防ぎましょう。

○冷蔵庫の詰めすぎは冷気の循環を妨げますので注意しましょう。

○冷凍食品の解凍は、室温解凍せず、冷蔵庫の中や流水で行いましょう。

○調理は迅速に行い、食中毒菌が増えないようにしましょう。

### 3. 加熱する

○加熱して調理する食品は十分(中心部の温度が75℃で1分間以上)に加熱しましょう。

○包丁、食器、まな板などの洗浄後に、熱湯をかけると消毒効果があります。

◆問合せ 奈良県吉野保健所 ☎0747-52-0551

## 善意銀行 (6月19日受理分まで)

皆さまの善意に対して心から感謝申し上げます。

上北 康雄 様(御吉野) 妻 壽子さん快気内祝いとして 10万円